

# 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区教育委員会

審査請求人が令和5年2月6日に提起した保有個人情報閲覧等可否決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事案の概要

- 1 令和4年10月20日、審査請求人は、葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、下記の保有個人情報の開示（複写）を求める個人情報開示請求を行った（以下「本件個人情報開示請求」という。）。

### 記

「令和3年3月17日にX保護者に関してA中学校より教育委員会に情報提供された資料の全文」

- 2 処分庁は、開示対象文書を「A中学校X保護者について」と題する文書（以下「本件文書」という。）と特定した上で、本件個人情報開示請求に対し、本件文書のうち一部

の情報が、「行政運営に関する情報：試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等の事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ」がある情報であるとして、条例第20条第3項第7号により保有個人情報閲覧等可否決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年11月7日、保有個人情報閲覧等可否決定通知書（4葛教指第2387号）により審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、この決定を不服として、令和5年2月6日、本件処分を取り消し保有個人情報の複写について全部「可」との決定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

非開示部分のうち、「最後に安否確認できたのはいつか」の問いに対する回答部分は、職員の意見・見解ではなく事実の報告にあたるため、条例第20条第3項第7号に当てはまるものではないので開示すべきである。

最後の安否確認（最終現認）が「令和2年8月に生徒、保護者（請求者）及びA中学校に在籍していたB教諭」により行われたものであることは請求者、C副校長及び指導室も認めるところであり、「閲覧等請求者が知ることができ得る（知っている）情報」であるため開示すべきである。

最後の安否確認（最終現認）が「令和2年8月」であることは請求者、C副校長及び指導室も認めるところであるが、C副校長により「令和2年10月」と事実と異なる報告が行われていることは指導室より口頭で確認済みであり、これに係る情報を非開示とすることは虚偽報告の隠ぺいとなるため開示すべきである。

審査請求人は、指導室がA中学校に対し実態にそぐわない指導を行った経緯を知る権利があるため、処分庁は本件文書の非開示部分に記載されている指導室の対応内容を開示すべきである。

非開示部分には、虚偽、誹謗中傷、審査請求人の名誉を傷つける内容が含まれている可能性もあり、審査請求人の利益保護のため、また、条例第21条及び第21条の3に基づき訂正等の請求及び利用停止の請求を行いたいため、全部開示を求める。

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、令和5年7月11日、本件処分を取り消し、保有個人情報の全部開示を行う旨の決定を行い、同年8月8日、審査請求人に保有個人情報を開示した。

したがって、審査請求人の不服申立ての利益がなくなったため、請求の却下を求める。

## 理 由

### 1 判断

審査請求を適法にしうるためには、当該審査請求をした者の請求が認容された場合に当該審査請求をした者の権利利益が客観的にみて回復可能でなければならない。すなわち、当該審査請求をする法律上の利益が必要である（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決参照）。

処分庁は、本件処分を取り消し、保有個人情報の全部開示を行う旨の決定を行い、審査請求人に保有個人情報を開示したことが認められる。

そのため、もはや本件審査請求を維持する法律上の利益はなく、本件審査請求は不適法である。

### 2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、却下する。

### 3 審理員意見書の添付

本件審査請求は、法第43条第1項第6号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和5年10月10日

審査庁 葛飾区教育委員会

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。